3　（略）

表３・表４　（略）

4　（略）

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第176条　高圧ガスを燃料とする自動車（第３項、第５項及び第６項の自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～十四　（略）

2　（略）

3　圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　（略）

⑴～⑷　（略）

⑸　国際相互承認容器細目告示第26条第３号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

ロ　容器再検査を受けたことのあるガス容器　次のいずれかに該当すること

⑴～⑶　（略）

⑷　国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

二～五　（略）

4　（略）

5　圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）は次に掲げる基準に適合すること。

一　ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　容器再検査を受けたことのないガス容器　国際相互承認容器細目告示第26条第３号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

ロ　容器再検査を受けたことのあるガス容器　国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

二　ガス容器及び配管等（ガスの流路の構成部品であって、原動機、ガス容器及び容器附属品を除く部分をいう。以下この条において同じ。）の取付部に緩み又は損傷が無いこと。

三　配管等は、ガス容器のガス充填圧力の1.5倍の圧力に耐えるものであること。この場合において、配管等に圧力がかかった状態において、高圧部から原動機に至るまでの配管等の確認可能な箇所においてガス検知器又は検知液（石けん水等）を用いてガス漏れの検知を行いガス漏れが検知されないものは、この基準に適合するものとみなす。

四　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車にあっては、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則18.1.8.1.及び18.1.8.3.に限る。）に適合すること。

3　（略）

表３・表４　（略）

4　（略）

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第176条　高圧ガスを燃料とする自動車（第３項の自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～十四　（略）

2　（略）

3　圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　（略）

⑴～⑷　（略）

⑸　国際相互承認容器細目告示第11条第３号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

ロ　容器再検査を受けたことのあるガス容器　次のいずれかに該当すること

⑴～⑶　（略）

⑷　国際相互承認容器細目告示第25条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

二～五　（略）

4　（略）

（新設）